

大阪弁護士会ニュース 第25号

～東日本大震災・避難者の方々へ～

2015年2月大阪弁護士会発行

バックナンバーをお送りしますので、大阪弁護士会までご連絡ください。

大阪弁護士会 【無料電話相談】 【無料面談相談】

受付電話番号：06-6364-1248（大阪弁護士会総合法律相談センター）

受付時間：平日（月～金）の午前9時～午後8時、土曜日の午前10時～午後3時30分（ただし年末年始・祝祭日を除く）

※「被災者、避難者向けの法律相談を希望」と受付にお伝えください。その後、お名前とお電話番号をお聞き取りし、担当弁護士より土、日、祝祭日を除く3日以内に折り返しお電話するようにいたします。

面談による法律相談をご希望の方は、その旨を法律相談担当弁護士にお伝えください（相談場所は原則大阪弁護士会館）

大阪弁護士会の震災相談を引き続きご利用ください

東日本大震災、福島第1原子力発電所事故から4年になろうとしています。大阪弁護士会では、震災・原発事故直後から震災・原発事故に関する無料相談を実施しており、現在も弁護士会に電話でご連絡いただければ、担当弁護士より折り返しお電話させていただき電話による無料相談、または、内容が複雑で電話による相談にはなじまない場合は、予約制により弁護士会館にお越しいただく等の方法による無料面談相談にも対応しています。

相談開始後、昨年末までに968件のご相談を受けておりますが、昨年の相談で主だったものをご紹介します。皆さまにも同じお悩みがあるかもしれません。

- 多かった相談例
- ① 原発事故による避難に伴う相談が最も多く、その中でも、避難に関して夫婦の意見の違いから離婚問題にいたっている相談
 - ② 自営の方で、顧客喪失にともなう東電に対する損害賠償請求の可否、方法に関する相談
 - ③ 一旦関西に避難したが、その後、別の地に転居するので、その地で原発賠償をしてくれる弁護団を紹介してほしいという相談
 - ④ 避難先での労働問題の相談、避難先での子どものいじめに関する相談
 - ⑤ 震災前に現地で結んでいた契約不履行にともなう対処の仕方についての相談

といったものです。

原発賠償に関しては、すでに近畿圏内では京都、兵庫、大阪の各地方裁判所で集団訴訟が進められており、今後、追加提訴も時期を見て検討されています。同じ悩みをもって関西に避難されている方に対しては、関西、京都、兵庫の各弁護団に引き継ぐことができますし、原発事故に関する相談でなくとも、震災から4年を経過しようとする中で、慣れない関西の地で、避難者の方々はいろんな悩みを抱えておられると思います。弁護士による法的アドバイスに限らず、他の支援団体にお繋ぎすることができることもあります。どうか、一人で悩まずに、お気軽にご相談ください。

電話06-6364-1248（月～金9時～20時、土10時～15時30分）です。

大阪弁護士会災害復興支援委員会委員長 木口 充

震災関連死不認定取り消す判決、相次ぐ

東日本大震災後に敗血症になり亡くなった仙台市の女性（当時85歳）の内縁の夫が、女性を震災関連死と認めず災害弔慰金を不支給とした市の決定の取り消しを求めた訴訟において、仙台地方裁判所は、平成26年12月9日、震災と死亡との因果関係を認め、市の決定を取り消しました。判決によると、女性は、震災で自宅が全壊し、介護が必要なため避難所に行かず全壊となった自宅で生活せざるを得ませんでした。住環境及び生活環境の著しい悪化があったために、心身に多大な負担がかかり、これが大きな要因で嚔下障害となり、誤嚥性肺炎を発症し、4月に入院して平成23年8月に死亡しました。

また、仙台地方裁判所は、平成26年12月17日にも、災害弔慰金を不支給とした決定を取り消す判決を出しました。これは、東日本大震災の1週間後に宮城県美里町の男性（当時99歳）が脳梗塞で死亡したのは震災で生活環境が悪化したためだとして、男性の妻が災害弔慰金を不支給とした市の決定の取り消しを求めた訴訟です。判決は、男性の死亡は、震災後の電気等の供給停止、食料、水分の供給量の減少などに伴う生活環境の悪化による肉体的かつ精神的な負荷を原因とするものであるとして、震災と死亡との因果関係を認め、町の決定を取り消しました。町はこの判決に控訴せず、災害弔慰金500万円を支給することになりました。

震災関連死とは、震災による家屋の倒壊、津波等震災の直接的な被害による死亡ではなく、避難生活の疲労や環境の悪化などによって、病気にかかったり、持病が悪化したりするなどして死亡することです。震災関連死の場合にも、市町村から災害弔慰金が支給されます。

災害弔慰金は、申請の期限はないため、申請していない方は今からでも申請可能です。申請するかお悩みの方、申請したが市町村の認定に疑問がある方は、お早めに、弁護士にご相談ください。

原発賠償関西訴訟のご報告

～第2回期日のご報告～ 弁護士 柳 知幸

2014年12月4日大阪地方裁判所202号大法廷において、福島原発賠償関西訴訟の第2回期日が開かれました。

第1回期日同様、原告団だけでなく、福島原発賠償訴訟に関心をお持ちの多くの方々が傍聴に訪れました。傍聴券を求めて抽選に臨んだ方は146名であり、社会的関心の高さがうかがえました。その反面、多数の方が抽選にもれたため、その方々には弁護団が再現する模擬法廷に参加していただきました。

今回の期日では、弁護団から6つの書面（準備書面2～7）を提出しました。提出書面では、避難の相当性、避難により生じた被害、被告国及び被告東京電力の責任に関する主張を行いました。

また、法廷において、上記5つの提出書面のうち、被害実態に関する内容を記載した準備書面3について、塚田朋子弁護士及び枝川直美弁護士がプレゼンテーションを行いました。その中で、事故直後の混乱のなか苦渋の決断により避難したこと、避難により地域社会や家族との分断が生じたこと、避難生活での孤独や避難を続けることへの葛藤、避難先での経済的困窮・不安定な住宅基盤、被ばくによる健康被害への恐怖等に関し、原告の皆さんから聴取した内容を弁論しました。

さらに、上記プレゼンテーションの中で、原告の1人が避難を決意した当時の心境を弁論しました。放射能に対する恐怖、放射能に関する情報不足や公開される情報に対する不信感、避難するまでの悩み・苦しみ等について、実体験を語ってくれました。

裁判終了後は、前回同様、模擬法廷会場において報告集会を行いました。報告集会では、原告・弁護士・サポーター間で情報を共有し、また感謝や応援の言葉が送られる等、次回期日に向けて一体感が更に高まるものでした。

次回（第3回）期日は2015年3月5日午後2時（大阪地方裁判所202号大法廷）です。次回期日からは、第1次提訴、第2次提訴に加えて第3次提訴も併合審理される見込みです。

一日も早い救済に向けて今後も弁護団で協力して取り組んでいきますので、ご支援・ご協力をお願い致します。



二重ローン問題について仙台弁護士会が立法措置求める

平成26年11月13日、仙台弁護士会が「二重ローン問題対策に関する立法措置を求める意見書」を出しました。二重ローン問題とは、震災で被害を受けた住宅ローンが残っているため、新たにローンを組めなかったり、新たなローンを組めても二重のローンの負担に苦しめられたりする問題です。

個人の被災者の二重ローン問題対策としては、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」が策定され、平成23年8月から運用が開始されました。運用開始当初は1万人の利用が見込まれていましたが、現在までに利用件数は1500件もありません。ガイドラインの利用低迷の原因は、①利用できる被災者の範囲が「震災の影響により支払不能又は近い将来支払不能が確実と見込まれる者」に限定されており、利用できない被災者が相当数いたことや、②震災発生から運用開始まで5か月以上経過しており、その間に金融機関とのリスケジュール（条件変更契約）や地震保険金等からの一括繰上げ返済をした被災者が相当数いたこと等が指摘されています。

仙台弁護士会の意見書は、ガイドラインの問題点を踏まえて、二重ローン問題対策のための立法を求めています。立法には、被災者への債権を買い取る機構の設立、被災者の幅広い救済等が盛り込まれるべきとしています。意見書の詳細は、仙台弁護士会のホームページをご覧ください。

ガイドラインは問題点もありますが、日本初の二重ローン問題に対応する制度という意味では画期的であり、立法がされていない現在はこの制度を利用するしかありません。現在でも新たな利用申出を受け付けていますし、ガイドラインを利用できる被災者にとっては債務の減免を受けられるという大きなメリットのある制度です。また、金融機関とのリスケジュールをした後でも利用可能です。震災前からの債務にお悩みの方、ガイドラインの利用を迷っている方は、弁護士にご相談ください。

ATCあそびマーレ

ちょっと一息。。。

今回は、昨年の夏にオープンしたばかりの巨大室内遊園地「ATC あそびマーレ」をご紹介します。ビル内の広い敷地内には、巨大滑り台、ボールプール、トランポリン、ジャンボブロックコーナーなど多数の遊具があります。ベビーカーの無料貸出しがあります。施設内に食堂があります。

【場所】大阪市住之江区南港北 2-1-10

【入場料】1日遊び放題（途中入退場可能）※一部入場料の他に料金のかかる遊具があります。

一般：2歳～大人 平日/900円 土日祝/1,100円（会員：2歳～大人 平日/800円 土日祝/1,000円）

※0～1歳は無料 ※保護者同伴でのご入場が必要です。

【開館時間】平日：09:00～20:00 土日祝祭日：09:00～20:00 【定休日】不定休

